

議案第30号

天理市人権センター条例の制定について

天理市人権センター条例を次のように制定しようとする。

平成21年3月6日提出

天理市長 南 佳 策

天理市人権センター条例

(設置)

第1条 基本的人権尊重の精神に基づき、人権教育及び人権啓発並びに市民交流を推進することにより市民の福祉の向上を図り、もってすべての人の人権が尊重される社会の実現に資するため、人権センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 人権センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
天理市人権センター	天理市石上町581番地1

(事業)

第3条 人権センター(以下「センター」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 人権教育、人権啓発及びその広報に関する事業
- (2) 人権擁護に関する事業
- (3) 社会調査及び研究に関する事業
- (4) 生活上の相談並びに自立支援のための助言及び指導
- (5) 教養、文化活動等による市民交流
- (6) その他必要な事業

(職員)

第4条 センターに、所長その他必要な職員を置く。

(使用の許可)

第5条 センターを使用しようとする者は、使用責任者を定め、市長の許可を受けなければならない。

(使用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの

使用を許可しない。

(1) 営利を目的とするとき。

(2) 管理上支障があるとき。

(使用料)

第7条 センターの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用料を減免することができる。

(1) 本市の機関が主催して使用するとき。

(2) 公益上その他特別の理由があるとき。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰すことができない理由によりセンターを使用することができなかつたとき、その他市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害の賠償)

第10条 使用者は、その使用許可期間中に建物、設備その他の物件を滅失又は破損したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償額は、その都度市長が定める。

(使用許可の取消し)

第11条 市長は、使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、その使用許可を取り消すことができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(天理市コミュニティセンター条例の一部改正)

- 2 天理市コミュニティセンター条例(平成2年12月天理市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

天理市石上コミュニティセンター	天理市石上町581番地1
天理市嘉幡コミュニティセンター	天理市嘉幡町539番地6

を

」

「

天理市嘉幡コミュニティセンター	天理市嘉幡町539番地6
-----------------	--------------

」

に改める。

第6条中「場合には」を「と認めるときは」に改め、同条第1号中「すると認められるとき」を「するとき」に改め、同条第2号中「あると認められるとき」を「あるとき」に改める。

第11条中「認められる」を「認める」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

(単位円)

区分		9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 21:00	9:00 ~ 17:00	13:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00	超過料金 1時間につき
天理市 嘉幡コ ミュニ ティセ ンター	大会議室	900	1,200	900	2,100	2,100	3,000	300
	研修室	900	1,200	900	2,100	2,100	3,000	300
	相談室	300	400	300	700	700	1,000	100
天理市 御経野 コミュ ニティ センタ ー	大会議室	900	1,200	900	2,100	2,100	3,000	300
	調理室	900	1,200	900	2,100	2,100	3,000	300
	研修室	900	1,200	900	2,100	2,100	3,000	300
	相談室	300	400	300	700	700	1,000	100

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の天理市コミュニティセンター条例の規定に基づき受けている使用許可は、この条例の規定に基づく使用許可とみなす。

別表（第7条関係）

天理市人権センター使用料

（単位円）

区分	9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 21:00	9:00 ~ 17:00	13:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00	超過料金 1時間 につき
大会議室	900	1,200	900	2,100	2,100	3,000	300
研修室	900	1,200	900	2,100	2,100	3,000	300
相談室	300	400	300	700	700	1,000	100